

議員提出議案一覧表（意見書）

議員提出議案第 5 号

安全保障 3 文書及び敵基地攻撃能力の保有の撤回を求める意見書（否決）

政府は、2022 年 12 月 16 日の閣議で、新たな国家安全保障戦略、国家防衛戦略及び防衛力整備計画の安全保障 3 文書と 2027 年度に防衛費を GDP 比 2 %、約 11 兆円に増額し、5 年間で総額約 43 兆円とすることを決定した。

この閣議決定は、これまでの政府の安全保障政策の大転換を図るものであり、国民の審判や国会の審議を経ずに唐突にもたらされたもので、あってはならない。

また、政府は、防衛費増額のために歳出削減や、国債、法人税や所得税（復興特別所得税）を活用している。防衛費増額のための財源についても、国会の審議を経ずに打ち出したことは、議会制民主主義の根幹に関わる問題である。

これまで、政府は、憲法第 9 条の下での個別的自衛権の発動の要件としては、日本に対する相手国からの武力攻撃の排除のために必要最小限度のものに限り、他国の領域における武力行使は許されないとしてきた。ところが、安全保障 3 文書では反撃能力の保有、すなわち敵基地攻撃能力の保有を述べ、これまでの政府見解を大きく転換し、専守防衛にも反する内容となっている。

現在、安保法制が施行されている下で、集団的自衛権と合わせて、敵基地攻撃が行使されれば、日本が戦争当事国になる危険が大きく拡大する。

また、敵基地攻撃能力の柱とされるスタンド・オフ・ミサイルなどを保管する大型弾薬庫が、むつ市の海上自衛隊大湊弾薬整備補給所に新設されると報道されたが、相手国の領域を直接攻撃する敵基地攻撃は、行使されれば、相手国の報復を招き、その結果、国民に多大な犠牲を出すことになる。

今、必要なことは、軍事対軍事の衝突を避けるために、憲法第 9 条を持つ国として、国際平和の維持のために主体的役割を果たすための最大限の外交努力を尽くすことである。

よって、政府においては敵基地攻撃能力の保有を含めた安全保障 3 文書を撤回することを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 3 月 24 日

議員提出議案第 6 号

再審法改正を求める意見書（否決）

冤罪は、無実の人が誤った捜査・裁判によって自由を奪われ、仕事や家庭を失い、築き上げてきた人生を奪われるなど、民主主義国家において、国民に約束しなければならない最低限度の幸福の全てを奪い去るものであり、決して起こしてはならない悲劇である。有罪判決の確定後に、無罪などを証明するための新たな証拠を発見した場合などを救済する手段が再審制度である。

しかし、長期にわたり無実を訴えている当事者に対する刑事裁判の通常審では、不十分ながらも一定の要件の下、証拠開示が制度化されているが、再審における証拠開示は、ルールがなく、開示するかどうかは裁判官や検察官の判断に委ねられており、当事者間の平等原則さえない状況である。

また、再審請求の裁判の審理が長期化しているが、その要因の一つに、検察官による上訴審が認め

られていることがある。やっとの思いで再審開始が決定されても、検察官の不服申立てにより取り消されている事例が相次いでいる。

2016年の刑事訴訟法等の一部を改正する法律案の国会審議において、再審における検察官の手持ち証拠の開示が審議されたが、法制化は先送りとなっている。しかし、当該法律の附則で、再審における証拠の開示については引き続き検討するとしており、早急に再審法改正を行うことは国会の責務となっている。

以上を踏まえて、再審制度が真に冤罪被害者の救済となり、事件の真相を真に究明することができる制度となるよう、刑事訴訟法の再審に関する規定について、下記の事項を講じるよう求める。

記

- 1 検察官の手持ち証拠の全面開示をすること。
- 2 再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止すること。
- 3 再審請求人の権利や法廷の公開原則の規定を新設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月24日

議員提出議案第7号

消費税率を5%以下に引き下げをを求める意見書（否決）

コロナ禍に続き、急激な物価高騰が市民の暮らしに大変な影響をもたらしている。

令和4年12月の本市における消費者物価指数は前年同月比で4.2%上回った。全国の指数も4%上昇し、1981年12月以来、41年ぶりの水準となっている。特に、生活必需品の値上げが止まらず、生鮮食品を除く食料が前年同月比で7.3%の上昇、電気代が16.3%の上昇、ガス代が8.1%の上昇となった。

また、鳥インフルエンザの感染拡大の影響による鶏卵関係の食品の値上げや、春には各電力会社による電気料金の値上げも予定されており、市民生活に対して、さらに追い打ちをかけることになる。

政府は、電気代・ガス代の負担軽減策を打ち出したが、家庭によっては政府の軽減策を大きく上回る値上げの波が押し寄せており、日中でも在宅している家庭などからは、電気料金が2倍になったという声も寄せられている。また、政府の負担軽減策は2023年9月使用分までとなっているため、値下げの保証もない中、暮らしていけないという不安の声は広がり続けている。

長期にわたるコロナ禍や物価高騰の影響が広がる中で、暮らしと営業を支える経済対策の一つとして、消費税率の引下げが有効だと考える。消費税率の引下げは、国民の購買力を高め、経済対策につながる。また、事業者は赤字でも消費税の納税を迫られる中、人件費などの付加価値に課税される消費税率が引き下げられれば、事業者の負担が軽減され、賃金の引上げにもつながる。

よって、国民の生活を守るために、消費税率を5%以下に引き下げを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月24日

議員提出議案第8号

アスベスト被害を抑える対策の強化を求める意見書（可決）

現在、アスベストによる健康被害が生じた場合は、労働者災害補償保険制度(労災保険制度)による補

償や、石綿健康被害救済法や建設アスベスト給付金制度による給付金等が支給されている。しかし、アスベストによる健康被害は今も増え続けており、アスベストによる健康被害を受けた方々からは、一日も早い治療法の確立が求められている。

また、今後は、アスベスト建材の使用ピークから約 50 年が経過し、当時建築されたビルや家屋の老朽化による解体もピークとなる。

そこで、政府においては、今後のアスベストによる健康被害者の治療法の一日も早い確立とアスベスト被害の発生防止に向け、以下の事項に全力で取り組むことを強く求める。

記

- 1 アスベストによる健康被害者の治療や進行抑制に効果のある研究・開発を促進し、そのための安定的な予算を確保すること。
- 2 地域の建築物におけるアスベストが含まれる建材の使用の有無の事前調査と解体・処分までの追跡調査を強化すること。
- 3 改正大気汚染防止法施行による建物の解体などにおける飛散防止対策の実施状況調査を強化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 3 月 24 日

議員提出議案第 9 号

子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の 廃止を含む見直しを求める意見書（可決）

子どもの医療費助成制度は、子どもが治療を受けやすい環境をつくり、子育て世帯の負担を減らす目的がある。

従来、国は、窓口での支払いが不要もしくは減免された額で済む現物給付方式で助成を実施する市区町村を対象に、安易な受診を増やすとして、国が補助金を減額するペナルティー（罰則）を設けていたが、平成 30 年度からは、義務教育就学前の子どもについては、国の対策として、国庫負担に係る減額調整を行わないこととした。

これにより、市区町村での助成拡充を後押ししているが、加速度を増す少子化対策の観点からも、子育てをする世帯への負担を軽減する子どもの医療費助成制度は、地域により、差が生じている。特に、子どもの医療費助成に所得制限を設けている自治体もあり、制度に対して不公平感を感じている旨の声が多いのが事実である。

よって、国においては、こうした状況を踏まえ、持続可能な国民健康保険制度を堅持するための財源を確保し、児童福祉法に基づき、18歳までを対象とした単独の医療費助成制度に対する国庫負担減額調整措置について、廃止を含む見直しを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 3 月 24 日

議員提出議案第 10 号

新型コロナウイルス感染症の後遺症がある方々の 日常を守る取組の強化を求める意見書（可決）

新型コロナウイルス感染症の罹患者の中で、疲労感・倦怠感などの罹患後症状、いわゆる後遺症を訴える方が増えている。実際に、倦怠感、呼吸困難感、集中力の低下、記憶力の低下、睡眠障害など、仕事や学業の継続が困難になる方も多いとされている。

後遺症は、社会生活上、非常に影響が大きく、例えば、子どもの場合は、自分から症状を訴えることが難しいため、怠けていると捉えられてしまうおそれもある。

感染拡大から3年が経過し、新型コロナウイルス感染症への向き合い方も変わる中で、後遺症に悩み、生活に大きな影響を受けている方々の治療等の確立は大変に重要な課題である。

よって、政府に対して、新型コロナウイルス感染症の後遺症がある方々に寄り添い、一人一人の日常を守るために、以下の事項について、積極的な取組を求める。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症の後遺症の発生状況について、非常に近い症状の筋痛性脳脊髄炎／慢性疲労症候群(ME／CF S)との関連も含めた実態調査を推進すること。
- 2 一部医療機関で実施されているBスポット療法(EAT〔上咽頭擦過療法〕)等の検証を進めるとともに、療法の標準化により、後遺症に対応できる医療機関や相談窓口を拡充すること。
- 3 自己免疫疾患との関連など、新型コロナウイルス感染症による後遺症の原因究明と新たな治療法の確立に向けた研究予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月24日

議員提出議案第11号

地域のグリーントランスフォーメーション(GX)の促進を求める意見書(可決)

気候変動により、世界中で大規模な自然災害が発生するなど、気候変動への対応は今や人類共通の課題となっている。世界的に脱炭素への機運が高まる中、我が国においても、2030年度の温室効果ガスの46%削減、2050年のカーボンニュートラルの実現という目標を掲げている。

今こそ、需要サイドにおける徹底した省エネや循環経済の構築とともに、供給サイドにおける再生可能エネルギー等の普及拡大による地域のグリーントランスフォーメーション(GX)が必要である。

よって、政府においては、飛躍的な省エネと革新的な創エネによる地域のGXで新しい経済成長を実現するために、下記の事項に総力を挙げて取り組むことを強く求める。

記

- 1 各家庭の省エネ促進に向けて、関係省庁で連携して、省エネ効果の高い断熱窓への改修など、住宅の省エネ化や太陽光発電と蓄電池を組み合わせた電力の自給自足への支援を強化すること。
- 2 天候に左右されて出力変動が起きてしまう再生可能エネルギーの特性を補うため、蓄電池の大容量化・低コスト化とともに、余剰電気を水素で蓄えること等を可能とするための研究開発を加速すること。
- 3 家庭向けのヒートポンプ給湯器や家庭用燃料電池など、また、産業向けのヒートポンプやコージェネレーションなど、熱需要の脱炭素化、熱の有効利用に向けた設備等の導入を促進すること。
- 4 2030年代後半に想定される太陽光パネルの大量廃棄に備えて、廃棄や再生の施設整備への投資の促進や、太陽光発電施設の維持管理や更新など、再エネによる電力供給量を確保するための制度的措置を検討すること。

- 5 系統整備には莫大な資金が必要となるため、資金調達等が可能となる環境整備をすること。さらに、期間短縮や経済合理性、より効率的な送電システム整備の技術開発を強化すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月24日

議員提出議案第12号

認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書（可決）

日本における認知症の人の数は推計値で約600万人を超え、高齢化率の上昇に伴い、今後も増加が見込まれており、将来を見据えての備えの拡充が求められている。

今日、認知症の方への介護や医療の分野においては、認知症に対する知識や経験の蓄積や、認知症を進行させる要因の解明など、大きな進展が見られる。

また、地域や家庭においては、家族をはじめ、周囲の人々の正しい知識と理解の下、認知症の人の尊厳と日常を守る認知症との共生型社会への転換が求められている。

よって、政府において、認知症の人も家族も安心して暮らせる地域の構築のために、また、認知症の人や家族の困難を最小限に抑えるために、以下の事項について、特段の取組を求める。

記

- 1 認知症の人に初期の段階から、家族や周囲の人々が適切に対応するための認知症サポーター等の育成促進や、身近な薬局や介護施設等への相談窓口の開設を支援すること。
- 2 当事者や家族との連携を重視しながら、認知症の重症化抑制や認知機能の維持のための薬や対処法等の研究開発体制を強化すること。
- 3 低所得者や圏域外の人々も含めた認知症グループホームへの入所の仕組みづくりなど、認知症の人と家族に寄り添う制度を整備すること。
- 4 認知症のリスク低減につながる生活習慣や栄養補給など、国民の日常をサポートする知識や情報を提供する体制を整備すること。
- 5 認知症に対する施策を国と地域が一体となって総合的かつ総体的に推進するため、(仮称)認知症基本法を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月24日

議員提出議案第13号

国民の命と暮らしを守る新型コロナウイルス感染症対策の 実施・継続を求める意見書（可決）

国民生活に多大の負担と犠牲を強いてきた3年超のパンデミックから、平常化へと向けて、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更も含め、政府内でも様々な検討が進められている。

一方では、位置づけ変更後の医療体制の確保、医療費の負担の在り方や医療機関等への支援継続の有無、病原性の高い新たな変異株の出現による医療提供体制の逼迫などを懸念する声もある。位置づけの変更にあたっては、楽観論は避け、現状を科学的エビデンスに基づき冷徹に分析・認識した上で、位置づけ変更のデメリットも含めて国民に真摯に説明するなど、慎重に取組を進めるべきである。

よって、政府に対し、国民の命と暮らしを守るため、新型コロナウイルス感染症の特性に鑑みた適切な対策を実施・継続する観点から、以下の事項の実現を強く求める。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症に係る医療費及びワクチン接種については、国民の安心を確保する観点から、当面の間、公費負担とすること。
- 2 治療薬・検査キットの生産・流通体制について、十分な供給が確保されるようにすること。
- 3 当面の間、新型コロナウイルス感染症患者に対応した病床・人員を引き続き確保・調整するための財源を確保し、医療体制を整備すること。並びに、各地のコールセンターをはじめとして、当面の間、発熱患者等の相談体制を存置するとともに、保健所等による入院調整機能を担保すること。
- 4 コロナ後遺症（罹患後症状）及び死亡事例を含むワクチンの副反応・後遺症の調査研究・治療体制については、十分な予算措置を行うこと。
- 5 感染症法上の位置づけの変更に当たっては、無作為な抗体検査など、感染状況や病原性等の把握の根拠となる数理的なデータを収集・分析すること。
- 6 現下の物価高の中においても十分な医療・介護提供体制を確保するため、一定の支援を講じるとともに、医療・介護従事者の待遇改善が着実に実施されるよう、診療報酬並びに介護報酬の引上げなどを実施すること。
- 7 十分な量の全ゲノム解析機器・試薬の確保や地方衛生研究所の体制拡充など、今後の新たな変異株を早急に発見する体制整備に努め、新たな変異株による重症者数や死亡者数の増加を迅速に検知して、急激な感染状況の悪化を把握できるようにするとともに、万が一の事態に的確に対応できるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月24日
